

浦添市消防本部障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

機関名	浦添市消防本部
任命権者	消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
浦添市消防本部における障害者雇用に関する課題	浦添市消防本部は、現在、消防吏員99名と消防事務職員1名が在職している。障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定により対象外となっていて、これまでに障害者に限った募集・採用を行っていない。しかしながら、中途障害者となる職員が発生する可能性も考えられるので、組織的な体制整備が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であって、消防吏員については、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、会計年度任用職員については、募集条件に障害者を排除するような条件を設けないこととする。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	(1) 障害者雇用推進者として消防総務課長を選任する。 (2) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 (3) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障害者として身体障害者となった職員が在籍することとなった場合は、消防総務課に障害者である職員の相談窓口を設定し、職場内において周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定、創出	中途障害者として身体障害者となった職員が身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	(1) 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 (2) 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 イ 自力で通勤できるといった条件を設定する。 ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 エ 雇用期間中、就労支援機関等から支援が受けられることといった条件を設定する。 オ 特定の就労支援機関等からのみの受入れを実施する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。